

# CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度 登録の手引き

## 目次

1	制度の趣旨.....	1
2	登録の種別（2つのコース）.....	1
3	登録のメリット.....	1
4	登録対象事業所.....	2
5	登録有効期間.....	2
6	共通事項.....	2
7	コースごとの概要.....	4
	（1）スタンダード・コース.....	4
	（2）プレミアム・コース.....	5
8	よくある質問.....	10
	【参考1】提出書類一覧.....	15
	【参考2】取組項目一覧.....	16

### CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度

申請書等提出先・お問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課

企画調整班

電話：043-223-4139 FAX:043-224-2330

Email:co2co2@mz.pref.chiba.lg.jp



※CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度に関する

情報や申請書等については、以下のホームページをご覧ください。

千葉県ホームページ 「CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/chikyuuukankyoku/co2co2smart/office/index.html>

## 1 制度の趣旨

この制度は、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等、地球温暖化対策に積極的に取り組む千葉県内の事業所を「CO2CO2 スマート宣言事業所」として登録し、その取組を広く紹介する制度です。

県は、令和5年3月に改定した「千葉県地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策の取組を推進しており、中でも、温室効果ガス排出量の増加率が高い事務所・店舗等については、2030年度までに「延べ床面積1㎡当たりエネルギー消費量」を2013年度比65%削減する目標が設けられています。

本計画の目標達成に向けて、本制度により事業所の取組を広く紹介することを通じて、事業者の自主的な取組を促すとともに、県内の事業者への取組の波及を図り、二酸化炭素排出量の削減に寄与することを目的としています。

※事業者が製造する製品やサービス自体を千葉県が認定するものではありません。

## 2 登録の種別（2つのコース）

事業所の取組状況に応じて選択していただけるよう、下記の2つのコースを設けています。

### (1) スタンダード・コース

県が設定する55の取組項目のうち、一定の数以上の項目についての取組を「宣言」する。

### (2) プレミアム・コース

(1)に加えて、県が設定する二酸化炭素排出量削減に資する数値目標の達成に取り組むことを「宣言」し、取組状況を県に報告する。

## 3 登録のメリット

- 千葉県ホームページ等で紹介し、事業所における取組についてPRします。
- ロゴマーク（右図）を、名刺、刊行物等に使用していただくことができます（商品自体への掲載は不可）。
- 県から支援情報等をメール配信します。
- ロゴマークをデザインしたステッカー（A5判）を配付します。事業所入り口等に掲出し、顧客等へのPR等に利用することができます。
- 地球温暖化対策に中小企業向け融資制度（環境保全資金）※が活用できます。（平成29年4月から実施）  
※ 環境負荷の低減や省エネ化につながる設備導入などが融資の対象となります。（事前に事業計画の認定が必要）
- （プレミアム・コース限定）特に取組の優れた事業所をチーバくんが訪問して激励します。



ステッカー掲出例

## 4 登録対象事業所

千葉県内に所在し、現に事業活動を行っている事業所が対象となります。

登録の申請は、事業所を設置する事業者が行います。県内に複数の事業所を有する事業者の場合、全ての事業所を登録することも可能ですし、まずは、1事業所のみを登録することも可能です。

ただし、事業所及び事業者に環境の保全に関する法令違反、その他登録するにふさわしくない事実がある場合や、事業者役員等が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、登録の対象となりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「法」という。））第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 法第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

※「事業所」とは、一区画内において、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行うために設置している事務所・工場・店舗等をいいます。オフィスビル等で事業活動を営んでいる事業所については、他の事業所と区画・区分できる範囲であれば一事業所として登録が可能です。

※国及び地方公共団体が設置する事業所については対象外とします。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公の施設については登録対象となり、施設を管理する指定管理者が申請することが可能です。

## 5 登録有効期間

登録の日から令和10年度末まで

## 6 共通事項

### (1) ロゴマークの使用

登録事業所は、C02C02 スマート宣言事業所ロゴマークを名刺や事業所の温暖化対策への取組を紹介する刊行物などに使用することができます。

使用を希望する場合には、県から画像データをお送りしますので、その旨を御連絡ください。

また、使用に当たっては、下記の事項を遵守してください。

- (ア) ロゴマークのデザインを変更し又はその一部のみを使用しないこと。
- (イ) ロゴマークのデザインの縦横比、バランス、配色を変更しないこと。
- (ウ) ロゴマークのデザインに他のイラストや背景等と重ねないこと。
- (エ) ロゴマークの使用状況等について県から報告を求められた場合には、報告をすること。

※ロゴマークは、商品・景品自体への掲載及び商品の宣伝広告等、収益を上げることを目的とした使用はできませんので、御注意ください。

判断に困る場合は、千葉県にお問い合わせください。

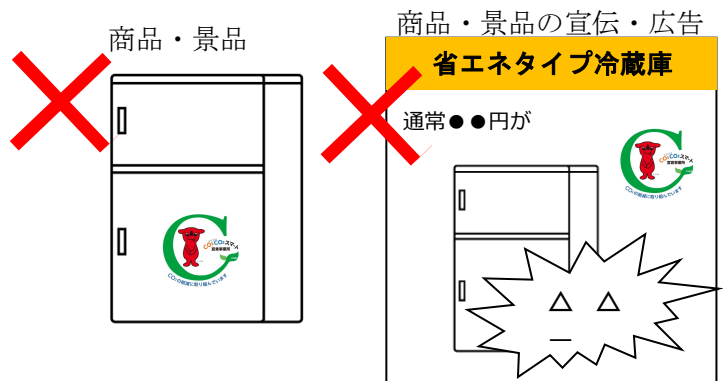
(使用が可能なものの例)

- ・ 従業員の名刺
- ・ CSR 報告書
- ・ 事業所のホームページ



(使用ができないものの例)

- ・ 商品・景品
- ・ 商品・景品のパッケージ
- ・ 商品・景品の宣伝・広告



## (2) 登録事業者の責務

登録を受けた事業者は、以下の事項に努めてください。

- (ア) 県が送付したステッカーを活用し、C02C02 スマート宣言事業所であることが分かる表示を事業所内の見やすい場所に掲示してください。
- (イ) 登録に際し宣言した取組を継続してください。
- (ウ) 取組状況等に関して、県が行うアンケート調査等に御協力ください。
- (エ) その他、可能な範囲で、県の環境施策に御協力ください。

## (3) 変更の届出

登録事業所の登録事項に変更があったときは、速やかに「C02C02 スマート宣言事業所登録変更届出書（第7号様式）」により県に届け出てください。

## (4) 登録の辞退

登録事業所の登録を辞退しようとする場合は、速やかに「C02C02 スマート宣言事業所登録辞退届出書（第8号様式）」により県に届け出てください。

## (5) 登録の取消し

県は、登録事業所が下記の事項のいずれかに該当するときには、登録を取り消す場合があります。

- (ア) 登録対象事業者に該当しなくなったとき。

- (イ) 登録要件に適合しなくなったとき。
- (ウ) ロゴマークの使用について県の定める使用方法に従わなかったとき。
- (エ) 県に提出する必要がある書類について提出しなかったとき。
- (オ) プレミアム・コース登録事業所が毎年度の取組状況の報告、終了後の結果報告を行わなかったとき。
- (カ) 環境の保全に関する法令違反、その他登録するにふさわしくない事実があるとき。

## 7 コースごとの概要

### (1) スタンダード・コース

#### ア 登録要件

スタンダード・コースへの登録に当たっては、下記の要件を満たす必要があります。

- (ア) 県が設定する55の取組項目のうち、必須項目3項目を含む13項目以上について取り組んでいること。
- (イ) (ア) について、登録期間中取組を継続することを宣言すること。

#### イ 申請受付期間 令和11年3月20日まで

※申請の受け付けは、受付期間中、随時、行っています。

#### ウ 登録申請の方法

下記の登録申請書類に記載の上、電子メール又は郵送で千葉県環境生活部温暖化対策推進課に提出してください。

- ① C02C02 スマート宣言事業所（スタンダード・コース）登録申請書（第1号様式）
- ② 取組計画書（第1号様式別紙）

※記載方法は記載例を御参照ください。

#### エ 登録審査

提出していただいた申請書に基づき、県において申請内容を審査します。

内容によっては、現地調査や、申請書の修正、書類の追加提出をお願いする場合があります。

#### オ 登録結果の通知及び公表

エの登録審査の結果、登録基準を満たす事業所については、スタンダード・コース登録事業所として登録します。

県は申請者に登録の可否を通知します。

登録された事業所については県ホームページで公表します。

## (2) プレミアム・コース

### ① 登録

#### ア 登録要件

プレミアム・コースへの登録に当たっては、下記（ア）～（ウ）に定める要件を満たす必要があります。

（ア）県が設定する55の取組項目のうち、必須項目5項目を含む18項目以上について、登録申請時に取り組んでおり、かつ、登録期間中取組を継続することを宣言すること。

なお、「取組予定」と登録した項目については、登録後の取組状況について県が確認を行う場合があります。

（イ）県が設定する目標項目（6ページ参照）のうち1項目以上の達成に取り組むことを宣言すること。

（ウ）（イ）で目標項目1、2又は4に取り組むことを選択した場合には、選択した目標項目に係る登録前年度の二酸化炭素排出量を県に報告すること。

■なお、登録後は、以下の報告を行う必要があります。

- ・令和7年から令和10年まで、各年7月31日までに、（イ）で設定した目標に関する前年度分の取組状況を県に報告すること。
- ・令和11年7月31日までに、（イ）で設定した目標に関する取組結果を県に報告すること。

イ 申請受付期間 令和10年3月31日まで

※申請の受け付けは、受付期間中、随時、行っています。

## ■ 目標項目について（「ア 登録要件（イ）関連」）

県が設定する目標項目と、基準年度等は以下のとおりです。

目標項目	目標番号	指標	年間削減率
	目標項目	1	エネルギー消費原単位（※）
2		自動車1台当たり燃料消費量	2%
3		事業系一般廃棄物の排出原単位（※）	1%
4		二酸化炭素排出量	2%
基準年度		平成25年度から令和9年度までの間で実績が把握できる任意の年度	
取組期間	基準年度の翌年度から令和10年度までの年数		
目標削減率	年間削減率（%/年）×取組期間（年）		

※「エネルギー消費原単位」とは、電気やガス、石油などの使用量を一定の値で除した数です。詳しくは7ページを参照してください。

※「事業系一般廃棄物の排出量原単位」とは、事業系一般廃棄物の排出量を一定の値で除した数です。詳しくは7ページを参照してください。

### オフィス系・工場系とは

エネルギー消費原単位に係る指標については、「オフィス系」と「工場系」の2種類の削減率を設定しています。

事業所の業務の実態に合わせ、どちらか1つを選択してください。

分類名	想定される事業所
オフィス系	小売業、飲食店、サービス業、金融業、病院・福祉施設など 主に第三次産業に携わる事業所
工場系	製造業、建設業、農林水産業など 主に第一次産業・第二次産業に携わる事業所

※同一事業所内に管理部門と製造部門があるなど分類が難しい場合は、床面積や従業員数が多い方に合わせるなど、適宜選択してください。

## 原単位とは

原単位とは、エネルギーの消費量、廃棄物の排出量などの総量を、生産量、売上高、利用者数など、消費量・排出量と密接な関係を持つ「事業所の活動量を示す値」で除した数を言います。

$$\begin{aligned} \text{エネルギー消費原単位} &= \frac{\text{エネルギー消費量※}}{\text{事業所の活動量を示す値}} \\ \text{事業系一般廃棄物排出原単位} &= \frac{\text{事業系一般廃棄物排出量}}{\text{事業所の活動量を示す値}} \end{aligned}$$

※ エネルギー消費量：電気・ガス・石油などの使用量

- ◆「事業所の活動量を示す値」は、生産量、出荷額等、各事業所の取組効果が表れやすい値を任意に設定してください。  
単位（千単位、万単位など）についても、任意に設定してください。  
ただし、原単位の数値の変化が捉えづらいつきは、単位の切り上げ・切り下げ（千円単位から百万円単位への変更など）をお願いすることがあります。  
また、取組期間中を通じ、同一の指標を利用してください。

### 事業所の活動量を示す値の設定例

業種・業態	設定例
小売業、 サービス業、 金融業など	面積（建物延床面積、売場面積、部門別面積など） 人数（従業員数、来客者数、利用者数、外来者数など） 金額（売上高など）
製造業	重量（生産重量など）      金額（生産額、出荷額など） 個数（生産数など）
建設業	面積（建築面積など）      金額（売上高など）
運輸業	重量（輸送貨物重量）      人数（輸送人数） トンキロ（貨物ごとに、輸送した貨物の重量（トン）×輸送距離（キロメートル）を算出し、合計した数値）

- ◆エネルギー消費量、事業系一般廃棄物排出量については、いずれも1年間の合計値を使用してください。  
事業所の活動量を示す値については、生産額、売上高などを用いる場合には1年間の合計値を、面積・従業員数などを用いる場合には年度当初又は年度末の値のいずれかを使用してください。



## ウ 登録申請の方法

下記の登録申請書類に記載の上、郵送又は電子メールで千葉県環境生活部温暖化対策推進課に提出してください。

- ① C02C02 スマート宣言事業所（プレミアム・コース）登録申請書（第2号様式）
- ② 取組計画書（第2号様式別紙）
- ③ 算定シート

※記載方法は記載例を御参照ください。

## エ 登録審査

提出していただいた申請書に基づき、県において申請内容を審査します。

内容によっては、現地調査や、申請書の修正、書類の追加提出をお願いする場合があります。

## オ 登録結果の通知及び公表

エの登録審査の結果、登録基準を満たす事業所については、プレミアム・コース登録事業所として登録します。

県は申請者に登録の可否を通知します。

登録された事業所については県ホームページで公表します。

## ② 毎年度の報告

### ア 取組状況の報告

プレミアム・コース登録事業所は、取組状況について、令和7年から令和10年まで、各年7月31日までに、下記の書類に記載の上、千葉県環境生活部温暖化対策推進課に電子メールにて提出し報告してください。

- ① C02C02 スマート宣言事業所（プレミアム・コース）取組状況報告書（第4号様式）
- ② 取組状況の詳細（第4号様式別紙）
- ③ 算定シート（取組状況報告用）

※記載方法は記載例を御参照ください。

### イ 取組状況の公表

県は、各事業所からの取組状況報告を取りまとめ、下記の項目を県ホームページで公表します。

- ・ 登録事業所全体の基準年度比二酸化炭素削減量・削減率（合計値）

### ③ 最終年度終了後の取組結果報告

#### ア 取組結果の報告

プレミアム・コース登録事業所は、令和11年7月31日までに、令和10年度までの取組結果について、下記の書類に記載の上、郵送又は電子メールで千葉県環境生活部温暖化対策推進課に提出し報告してください。

- ① C02C02 スマート宣言事業所（プレミアム・コース）取組結果報告書（第5号様式）
- ② 取組結果の詳細（第5号様式別紙）
- ③ 取組結果集計シート
- ④ 算定シート（令和10年度分）

※記載方法は別添記載例を御参照ください。

#### イ 取組結果の公表

県は、各事業所からの取組結果報告を取りまとめ、下記の項目を県ホームページで公表します。

- ・ 取組期間中の、登録事業所全体の二酸化炭素削減量・削減率（合計値）
- ・ 全体の削減率の平均・分析結果等

※ 第2号様式～第4号様式に添付する算定シートに替えて、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に係る定期報告書所定の様式を提出することができます。

## 8 よくある質問

### ●項目

- Q 1 : 申請後、登録通知を受け取るまでにどれくらいの時間がかかりますか。
- Q 2 : 登録通知の宛名・郵送先は指定できますか。
- Q 3 : 登録通知をメールでいただきたい。
- Q 4 : 登録通知を紛失しました。再発行できますか。
- Q 5 : 省エネルギーの取組を開始したばかりで、現時点では取り組んでいる項目の数が要件で定める数に満たない状態です。取組予定でも申請できますか。
- Q 6 : スタンダード・コースに登録された後、毎年の報告書の提出が必要ですか。
- Q 7 : テナントとしてテナントビル内に入居しています。登録は可能ですか。
- Q 8 : プレミアム・コースの登録に当たり、基準年度の選択はどのようにしたらいいですか。
- Q 9 : 昨年度まで、事業所のエネルギー消費量や燃料消費量等を把握してませんでした。今年度から把握を開始しましたが、プレミアム・コースへの登録は可能ですか。
- Q 10 : プレミアム・コースの登録に当たり、平成25年度を基準年度に設定することはできますか。
- Q 11 : プレミアム・コースの登録に当たり、省エネ法の定期報告書を使用することはできますか。
- Q 12 : プレミアム・コースの登録に当たり、エネルギー消費原単位に関する削減目標を選択しました。目標項目を変更することは可能ですか。
- Q 13 : 申請書類に押印は必要ですか。
- Q 14 : 申請書類のメールアドレス欄への記載は必要ですか。
- Q 15 : ロゴマークのステッカーを追加で貰えますか。
- Q 16 : 県内に複数の事業所を有する事業者です。登録は事業所ごとに申請する必要がありますか。複数の事業所をまとめて申請することもできますか。
- Q 17 : 県が登録申請を受理した旨の証明をいただきたいです。
- Q 18 : 登録の取消しが行われるのはどのようなときですか。
- Q 19 : 登録辞退する際、ロゴマークのステッカーは県への返送が必要ですか。

### <登録通知に関すること>

- Q 1 : 申請後、登録通知を受け取るまでにどれくらいの時間がかかりますか。
- A 1 : 県での審査・登録を経た登録通知の発送までに、目安として、スタンダード・コースは2週間、プレミアム・コースは1カ月を見込んでください（書類不備など、修正期間は含みません）。

**Q 2 : 登録通知の宛名・郵送先は指定できますか。**

A 2 : 登録通知は、基本的に、登録申請書に記載された『代表者』宛てで発行し、同じく記載された『事業者が所在する住所』に郵送いたします。宛名・郵送先を指定したい場合は、別途、御連絡ください。

**Q 3 : 登録通知をメールでいただきたい。**

A 3 : 登録通知は、ロゴマークをデザインしたステッカーを同封の上、郵送いたします。データを希望する場合は、別途メールにて送付しますので、御連絡ください。

**Q 4 : 登録通知を紛失しました。再発行できますか。**

A 4 : 再発行いたしますので、御連絡ください。

#### <登録条件に関すること>

**Q 5 : 省エネルギーの取組を開始したばかりで、現時点では取り組んでいる項目の数が要件で定める数に満たない状態です。取組予定でも申請できますか。**

A 5 : 登録の申請をする年度内において取組済みとなる場合に限り、取組項目として選択していただいても構いません。

取組項目の選択数が不足する場合は、事業所における取組を推進していただき、改めて申請いただきますようお願いいたします。

なお、取組予定として登録された項目については、登録後の取組状況について県が確認を行う場合があります。

**Q 6 : スタンダード・コースに登録された後、毎年の報告書の提出が必要ですか。**

A 6 : スタンダード・コースの登録事業所につきましては、報告書の提出はありません。登録時、取り組んでいることを宣言した項目について、引き続き、取組を推進してください。

**Q 7 : テナントとしてテナントビル内に入居しています。登録は可能ですか。**

A 7 : 事業所とは、一区画内において、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行うために設置している事務所・工場・店舗等をいいます。

オフィスビル等で事業活動を営んでいる事業所については、他の事業所と区画・区分できる範囲であれば一事業所として登録が可能です。

プレミアム・コース登録の場合は、選択した目標項目に関する事業所単独の実績を把握し、報告できることが必要となります。

<プレミアム・コースに関すること>

Q8：プレミアム・コースの登録に当たり、基準年度の選択はどのようにしたらいいですか。

A8：基準年度については、平成25年度（2013年度）から令和9年度（2027年度）までの年度で、エネルギー消費量等の実績が把握できる任意の年度を選択してください。

Q9：昨年度まで、事業所のエネルギー消費量や燃料消費量等を把握してませんでした。今年度から把握を開始しましたが、プレミアム・コースへの登録は可能ですか。

A9：プレミアム・コースの登録にあたっては、目標項目に係る基準年度における実績（原単位及び目標項目によっては二酸化炭素排出量）を報告していただく必要があります。実績を把握していない場合は、事前に御相談ください。  
なお、スタンダード・コースについては、エネルギー消費量等の実績を把握していなくても登録が可能です。

Q10：平成25年度のエネルギー消費量や燃料消費量の集計データはありますが、その後、今まで集計を行っていませんでした。プレミアム・コースの登録に当たり、平成25年度を基準年度に設定することはできますか。

A10：可能です。登録の際には、平成25年度の実績に基づき目標値を設定し、平成25年度の実績を報告してください。

Q11：省エネ法に基づく定期報告を行っている事業所です。プレミアム・コースの登録に当たり、省エネ法の定期報告書を使用することはできますか。

A11：プレミアム・コースへの登録及び取組状況報告、取組結果報告に当たっては、第2号様式、第4号様式及び第5号様式に添付する算定シートに替えて、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に係る定期報告書所定の様式を提出することができます。

Q12：プレミアム・コースの登録に当たり、エネルギー消費原単位に関する削減目標を選択しました。

原単位算定に用いる「事業所の活動量を示す値」は事業所の従業員数としていましたが、組織変更により従業員数が大幅に減少しました。「事業所の活動量を示す値」を床面積に変更するか、目標項目を変更することは可能ですか。

A12：登録時に選択した「目標項目」「事業所の活動量を示す値」については、登録期間中に変更することはできません。

「目標項目」「事業所の活動量を示す値」の変更が必要な場合には、「C02C02 スマート宣言事業所登録辞退届出書（第8号様式）」を提出して一旦登録を辞退し、再度登録を行ってください。

※なお、所在地や取組項目などについては「C02C02 スマート宣言事業所 登録変更届出書（第7号様式）」の提出により変更が可能です。

#### <その他>

Q13：申請書類に押印は必要ですか。

A13：不要です。

Q14：申請書類のメールアドレス欄への記載は必要ですか。

A14：県から連絡する際に使用するため、必要です。ペーパーレスに御協力ください。

Q15：ロゴマークのステッカーを追加で貰えますか。

A15：郵送いたしますので、希望追加枚数を御連絡ください。

Q16：県内に複数の事業所を有する事業者です。登録は事業所ごとに申請する必要がありますか。複数の事業所をまとめて申請することもできますか。

A16：どちらでも構いません。ただし、複数の事業所をまとめて申請する場合においても、取組計画書は事業所ごとの作成が必要となります。

また、複数の事業所を申請する際、事業所によって異なるコースへの登録申請もできますが、申請書類については、コースごとに作成してください。

Q17：県が登録申請を受理した旨の証明をいただきたいです。

A17：メールにて申請いただいた場合は、受理した旨の返信をいたします。

郵送にて申請いただいた場合は、副本及び返信用封筒を同封していただければ、受理印を押印し返送いたします。特に依頼等なければ、受理した旨の連絡等は行いません。

**Q18：登録の取消しが行われるのはどのようなときですか。**

A18：登録の取消しが行われるのは要綱第14条第1号から第6号に定める事項に該当する場合で、下記のような事例が想定されます。

① 登録対象事業者に該当しなくなったとき。

(例)・事業所が廃止されたとき

- ・事業所が県外に移転したとき。
- ・事業所に環境の保全に関する法令違反など、登録にふさわしくない事実がある場合。

② 登録要件に適合しなくなったとき。

(例)・県に取組を宣言した取組項目について、取組が行われていないことが確認されたとき。

- ・プレミアム・コース登録事業所において、取組状況又は取組結果の報告を行わなかったとき。

③ ロゴマークの使用について県の定める使用方法に従わなかったとき。

(例)・商品・景品等にロゴマークを記載するなど、利益を得ることを目的としてロゴマークを使用した場合。

- ・ロゴマークのデザインの改変を行った場合。

④ 県に提出する必要がある書類を提出しなかったとき。

⑤ その他、当事業の趣旨に合致しないとき。

**Q19：登録辞退する際、ロゴマークのステッカーは県への返送が必要ですか。**

A19：県への返送は必要ありませんので、事務所にて破棄してください。

(参考)登録辞退する際、登録辞退届(第8号様式)の提出に加え、以下について、御対応いただきますようお願いいたします。

- ・貼付したロゴマークのステッカーを剥がし、破棄してください。
- ・ホームページ等における、ロゴマークの使用を停止してください。

### 【参考1】提出書類一覧

	事項	提出書類	提出期限
スタンダード・コース	登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1号様式 C02C02 スマート宣言事業所（スタンダード・コース）登録申請書</li> <li>・ 別紙 取組計画書</li> </ul>	随時 (R11.3.20 まで)
プレミアム・コース	登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2号様式 C02C02 スマート宣言事業所（プレミアム・コース）登録申請書</li> <li>・ 別紙 取組計画書</li> <li>・ 算定シート（基準年度分）</li> </ul>	随時 (R10.3.31 まで)
	取組状況報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4号様式 C02C02 スマート宣言事業所（プレミアム・コース）取組状況報告書</li> <li>・ 別紙 取組状況の詳細</li> <li>・ 算定シート（報告年度の前年度分）</li> </ul>	令和7年から 令和10年まで 各年7月31日まで
	取組結果報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5号様式 C02C02 スマート宣言事業所（プレミアム・コース）取組結果報告書</li> <li>・ 別紙 取組結果の詳細</li> <li>・ 取組結果集計シート</li> <li>・ 算定シート（令和10年度分）</li> </ul>	R11.7.31 まで
共通	登録内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7号様式 C02C02 スマート宣言事業所 登録変更届出書</li> </ul>	随時
	登録辞退	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8号様式 C02C02 スマート宣言事業所 登録辞退届出書</li> </ul>	随時

※提出期限については、期限の最終日が閉庁日の場合は、その翌日以降の最初の開庁日に読み替えてください。

※C02C02 スマート宣言事業所登録制度に関する情報や申請書等のダウンロードは、以下の県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/chikyuuukankyoku/co2co2smart/office/index.html>



## 【参考2】取組項目一覧

※登録にあたり、スタンダード・コースは必須項目3項目を含む13項目、プレミアム・コースは必須項目5項目を含む18項目への取組が必要です。

分類	必須項目	番号	取組項目
1 地球温暖化対策全般		1	2050年カーボンニュートラルを宣言している。
		2	2030年度の温室効果ガス削減目標値を設定・公表している。
		3	自主的に事業所全体で取り組む地球温暖化対策の方針・計画を策定し、方向性を共有している。
		4	事業所の温室効果ガス排出量を算定し、その結果をホームページなどで公表している。
		5	事業によるサプライチェーン全体の排出量を算定し、その結果をホームページなどで公表している。
		6	製品・サービスのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の見える化を行っている（カーボンフットプリント）。
		7	ICT（情報通信技術）を導入・活用することで、ペーパーレス化やテレワークを促進している。
		8	ダイヤモンド・リスポンスを実施している。 又は、電力会社との間でダイヤモンド・リスポンスを実施する契約を結んでいる。
		9	国や千葉県が公表している環境に関する情報を積極的に入手し、事業所での地球温暖化対策に活用している。
2 再生可能エネルギー全般		10	再生可能エネルギー由来の電気を購入している。
		11	RE100又はRE Actionに参加するなど、使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを達成している、又は目指すことを公表している。
		12	太陽光発電設備・太陽熱利用設備・地中熱利用設備などの再生可能エネルギー利用設備を設置している。

3 省エネルギー全般		13	事業所におけるエネルギー消費量のうち、50%以上の省エネルギー化を目指している。
		14	専門機関による省エネルギー診断等を受診している。
		15	エネルギー使用量を管理し、見える化・分析を行っている。
		16	エネルギー・マネジメント・システム（EMS）を設置している。
		17	事業所の建物が、BELS、省エネ基準適合認定マーク（eマーク）、CASBEE等、環境性能に関する第三者認証制度での認定・認証等を受けている。
		18	コージェネレーション設備を設置している。
	<b>必須</b>	<b>19</b>	<b>照明器具や空調機器の定期的な清掃を実施している。</b>
		20	給湯設備や空調設備の配管を断熱化している。
		21	ボイラーの燃焼空気量を適正に管理している。
		22	節水機器の設置により上下水道使用量を削減している。
		23	「エコマーク」や「再生紙使用マーク」等の環境ラベルの表示がある事務用品等を優先的に購入している（グリーン購入）。
		24	「国際エネルギースターマーク」や「省エネラベル」等を参考に省エネルギー性能の優れたOA機器等を購入している。
	<b>プレミアム必須</b>	<b>25</b>	<b>省エネの責任者及び担当者を決め、組織として省エネの実施体制を整備している。</b>
		26	ノー残業デーの設定・残業時間の制限など、ワークスタイルの見直しに取り組んでいる。
	27	テナントとの省エネ推進体制を構築している。（定例会議の開催・報告会の実施、テナントの省エネ担当者を登録 など）	
	28	テナント向けの省エネマニュアルを作成している。	
	29	テナントにエネルギー消費量・デマンド値を通知している。	
	30	テナントオーナーとの省エネ推進体制に参加している。（定例会議への参加、テナントの省エネ担当者を登録 など）	
4 エネルギー消費量の削減 (照明・電力)	<b>必須</b>	<b>31</b>	<b>業務に支障のない範囲で照明の間引きや部分的な消灯を実施している。</b>
		32	業務に支障のない範囲で照明の消灯時間帯を設定している。
	<b>プレミアム必須</b>	<b>33</b>	<b>事業所内の半数以上の照明にLED照明等の高効率照明を使用している。</b>
		34	事業所内のトイレ、給湯室、階段等、常時使用しない箇所の照明に人感センサーを導入している。
		35	事務用機器等の省エネモード等を利用している。

5 エネルギー消費量の削減（空調）	必須	36	室温の適正管理（一般的に、夏28℃、冬20℃が目安）に取り組んでいる。
		37	クールビズやウォームビズを実施している。
		38	空調負荷の低減のためブラインド等を適切に活用している。
		39	空調の吹出口・吸込口やエアコン室外機の通風を確保している。
		40	高効率空調設備を導入している。
		41	屋根面・壁面等の断熱化や遮熱化を図っている。
		42	二重窓・複層ガラス・遮熱フィルム等による窓の断熱化や遮熱化を図っている。
6 自動車の燃料消費量の削減		43	プラグインハイブリッド自動車・電気自動車等の次世代自動車を導入している。
		44	運転を担当する従業員にエコドライブの実施を促している。
		45	運転を担当する従業員又は従業員グループ別の燃費を把握している。
		46	事前に配送・配車の計画を作成することで、待機時間や空荷での走行などを削減し、効率的な配送を行っている。
		47	共同集荷・集配などによる積載率の向上を図るため、事業所や事業者間の連携に取り組んでいる。
7 廃棄物の削減		48	3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組んでいる。
		49	3Rに加え、Renewable（バイオマス化・再生材利用等）に取り組んでいる。
		50	両面コピー、使用済みの裏紙使用、資料の電子化等により紙の使用量の削減を実施している。
8 緑化の推進・森林の保全		51	森林の整備や保全活動に参加・協力している。
		52	敷地や建物（屋上・壁面等）の植栽や緑化をしている。
9 従業員への普及啓発		53	節電や節水、紙の使用量削減など、従業員の見える位置に温暖化対策の啓発物等を掲示している。
		54	従業員に、通勤時のエコ通勤や外出時のエコ出張を推奨している。（公共交通機関・自転車の利用等）
		55	家庭向けの節電・省エネに関する情報であっても、従業員と情報共有している。